

令和5年度向け市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者説明会

1. 開催日時
令和4年11月1日（火）～8日（火）13：00～16：00
2. 開催場所及び参加者実績
主要5都市6回 合計429名参加申込（昨年334名参加）
（北海道：47名、東北：34名、関東①：73名、関東②：113名、関西：92名、九州：70名）
 - 今回も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、座席間隔を空けるため参加者数を限定し、関東は2回に分けて開催した。
 - 説明会を2部構成とし、前半に容り法に基づく申込、後半で令和5年度から始まるプラスチック資源循環促進法に基づく申込（製品プラ等）に関して、それぞれ説明を行った。
 - プラスチック資源循環促進法に基づく申込に関して説明会では要点に絞って説明するため、補足として、手続きの概要について動画を作成し、説明会に先立ちHPに掲載した。
3. 説明内容
 - ① 分別基準適合物の引取及び再商品化概要：60分（全体概要 20分、各素材の個別説明 40分）
 - ② その他事項：15分（申込注意事項、合理化拠出金等）
 - ③ プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について：60分
 - ④ その他事項（申込書類の記入方法、上限価格、市町村負担のコスト等）：35分
4. 主な質問項目
 - (1) ガラスびん関連
Q:打栓式の蓋やキャップの取りはずしの要否はどう判断したら良いでしょうか。
A:打栓式のキャップは手で簡単に取れる設計の場合はできるだけ外していただきたいです。
ただし、けがをされてはいけけないので、無理に取らなくても結構です。
 - (2) PET ボトル関連
Q:B to B リサイクルに対する協会の考え方について教えてください。
A: B to B を資源循環の手法として認めています。しかし、現在協会で引き取っている使用済み PET ボトルの資源循環は、B to B だけでは不可能であり、シート・繊維があって成り立っていると考えています。また、資料8に記載されているように協会へ委託した場合、実績の一元管理が容易にできる等のメリットがあることはご理解いただきたいです。
 - (3) 紙関連
特にありません。
 - (4) プラスチック関連（容り法）
Q:パール品質調査の結果が悪くなったのですが、今後への影響と対応の仕方について教えてください。
A:品質調査の記録表には混入していた異物の量がグラム単位で記載されています。割合が多かった異物を

減少させるよう、市民の啓発に繋げていただきたいと思います。なお、評価がDランクだった場合は、再調査を行うこともあります。

Q:再生処理事業者が複数の市町村のバールをブレンドして処理していたため、発火トラブルの責任がどの市町村にあるか分からなかったことがあります。今後はどう対応していけば良いのでしょうか。

A:バールのブレンドの他にも連続運転の切替え等で責任がどちらにあるか分からない場合があります。協会として検討を行いたいと思います。

Q:白色トレイ、発泡スチロール等が混ざっていてもプラスチック製容器包装として引き渡しは可能でしょうか。

A:白色トレイは対象となります。発泡スチロールも容器包装であれば対象です。

Q:令和5年度のバール品質調査への立ち会いはどうなるのでしょうか。

A:新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ての判断となります。今後再開する場合は改めてアナウンスをする予定です。

(5) プラスチック資源循環促進法（プラ新法）関連

①申込書類の記入要領について

【様式2, 3 関連】

Q:保管施設を追加する場合、様式2は白紙（印字なし）を使用すれば良いのでしょうか。

A:ご理解のとおりです。

Q:年度途中で保管施設の変更をしたい場合の記載方法を教えてください。

A:特記事項等にその旨を記載してください。

【様式3-5 関連】

「⑱リチウムイオン電池等発火危険物の混入防止対策」

Q:防止対策は市民への啓発だけで良いのでしょうか。中間処理施設の設備導入等の対策まで求められているのでしょうか？

A:対応をしていないと申込みないわけではありませんが、できる限りの対応方法を80文字以内でご記入願います。

「⑲収集しているプラスチックの内容がわかる情報」

Q:指定収集袋を製品プラとして申込む予定ですが、収集対象物は容リプラのため、該当するURLはありません。どう対応したら良いのでしょうか。

A:製品プラを収集するわけではないので、記載は不要です。ただし、特記事項欄にその旨をご記載ください。また、「⑥担当者情報」に記載の連絡先に再生処理事業者から連絡が入った場合は、詳細をお伝えください。

Q:ホームページへの情報掲載はまだ先のため、現在はURLを記入できません。どうしたら良いのでしょうか。

A:URLが記入できない以上、未記入でもかまいません。ただし、「⑥担当者情報」に記載の連絡先に再生処理事業者から連絡が入った場合は、詳細をお伝えください。

「㉓引き渡し申込組成比率」

Q:少数第一位を四捨五入すると、合計が100%を超える場合（共に0.5）の記載方法を教えてください。

A:少数第二位以下まで計算すれば、どちらが多いかはわかるはずなので、少ない方から1%を減じるなどで、合計が100%となるよう調整してください。

②対象としての適否、バール関連

Q:小型家電の部品で、プラスチックのみで構成されている取り外し容易なもの（扇風機のプロペラ部分、加湿器の水タンク等）は対象とできるでしょうか。また、ビニール傘から金属部分を除去した場合はいかがでしょうか。

ようか。

A: 小型家電のパーツは対象外、ビニール傘の方は対象となります。

Q: 製品プラの回収時は必ずベール化しなければいけないのですか。また、製品プラと容リプラを混ぜて収集する際のベール化の方法を教えてください。特にリチウムイオン電池が入っているプラ製品は、電池の取り外しが難しいので、中間処理で抜き取って独自処理することは可能でしょうか。

A: 資料 14 の引き取り品質ガイドラインにあるとおり、ベールで引き渡していただくのが条件となります。容リプラに製品プラが混ざった状態でベールにできるかは、まずは中間処理事業者とご確認ください。また、リチウムイオン電池が入っているプラ製品については独自処理をしていただくこととなります。

Q: 製品プラのみ前処理（粉砕）して引き渡す場合、どの程度の範囲であれば許容されますか。

A: 「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（分別収集の手引き）」にある「50cm」に切断した状態であれば、ベールにできるケースは多いと想定しています。ベールにした際にこぼれ落ちないサイズ、方法等も踏まえて中間処理施設やメーカーとご検討ください。

Q: 「分別収集物の引取品質ガイドライン」では、指定収集袋の破袋を求めています。破いた指定収集袋を取り除く必要はありますか。

A: 製品プラについても申込むのであれば、指定収集袋は製品プラなので異物とはなりません。容リプラのみの申込みの場合は異物となります。ただし、指定収集袋を対象品とするかは、「分別収集の手引き」を参考にして、市町村自らお決めください。もっとも、中間処理の現場では指定収集袋を一旦ラインから取り除く運用になると思います。

③品質調査、組成比率関連

Q: 引き渡し開始が 4 月ではなく、例えば 7 月となった場合の品質調査の実施及び組成比率の変更はどのタイミングで行うのでしょうか？

A: 原則として、上期に引き渡しがあった市町村は上期中に品質調査を実施する予定です。

Q: 当市は容リプラと製品プラを実測できるので、品質調査を実施せず、実測値で申込みたいのですが、可能でしょうか。

A: 量と比率を書きいただければ、その方法で差し支えありません。

Q: 容リプラと製品プラのベールを別々に引き渡すため、それぞれのベールの実測値が把握できる場合でも、請求金額は比率を使って決まるのでしょうか？

A: 比率での請求となります。また、契約締結後に協会が品質調査を実施して、申込時の比率と乖離が大きければ変更となる場合があります。

Q: 組成比率についての調査の結果が、申込時の比率とどの程度乖離があれば比率は改定されるのでしょうか。

A: 現在検討中です。3 月の具体的業務手順で詳細を説明する予定です。

Q: 品質調査の結果、下期に組成比率が変更となった場合、下期から製品プラは独自処理に切り替えるという選択は可能でしょうか？

A: 契約書にあるとおり、原則としてできません。もっとも、多少の乖離であれば組成比率は変更しない方向で検討しています。

④入札関連

Q: 予算を作成する必要があるため、市町村の負担額や入札の上限価額等を決めるための目安や参考数字等があれば教えてください。

A: 製品プラを申し込まれる場合、市町村が負担される処理委託単価（市町村委託単価）は、協会の経費と再生処理事業者の落札単価を合算した額となります。落札単価は入札で決まる以上、目安などは

お答えできません。申し上げられるのは、参考になるのは容リプラの処理委託単価であるということだけです。協会のHPに掲載しておりますので、これを基に収集する品目等を参考にしてご判断ください。なお、このご質問は多数いただいておりますので、国に伝えたいと思います。

Q:製品プラ等の上限価格を「設定しない」場合、価格は青天井ということでしょうか。その場合、入札不調にはならないと考えて宜しいですか。

A:青天井とはなりますが、絶対に不調にならないわけではありません。入札が1件も無い場合等は不調となります。

Q:指名競争時の選択肢で、容リプラのみを引き渡しとありますが、実際にできるのでしょうか。

A:容リプラと製品プラとを分けて、容リプラのみを協会に引き渡していただくこととなります。

⑤その他（全般、意見等）

Q:製品プラの契約書ではリチウムイオン電池等に起因して火災が発生した場合、市町村が責任をもって対応する旨が定められていますが、具体的に何をすれば良いのでしょうか。設備機器の修理費用等を負担することになるのでしょうか。

A:今までリチウムイオン電池等が原因の火災による損害について、再生処理事業者が市町村に賠償請求した事例は聞いておりませんが、訴訟を検討されていたケースはあります。この条項は、市町村が賠償責任を負うと示すのではなく、市町村も関係者であり、ケースバイケースでできる限りの対応をしてほしいという趣旨から追加したものです。実際には、市町村と協会、協会と再生処理事業者とが契約しているので協会を介して市町村も再生処理事業者につながっていますし、排出する市民を含めた全てのステークホルダーが関係する案件です。

Q:加熱式タバコ機器の廃棄方法については、コンビニのレジ画面表示を通じた啓発から更に進んで、コンビニの物流ルートを活用した回収が必要と考えますが、いかがでしょうか。

A:当協会も同じ考えです。不十分と思われかもしれませんが、これは第一歩です。製造者、販売者を巻き込んでいきたいですし、製品本体の識別表示も含めて対応していく考えです。啓発活動をこれからも積極的に継続いたします。

Q:プラスチック製品には識別マークは付けないのでしょうか。

A:プラ新法ができると決まった当初から国に提言していますが、ハードルは相当高いように思われます。

以上